

長浜バイオ大学における不正防止計画推進室設置要項

(2007年9月18日教授会承認)

(目 的)

第1条 長浜バイオ大学（以下、「本学」という。）では、全学的な観点から公的研究費の不正使用防止計画を推進するため、不正防止計画推進室（以下、「推進室」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 推進室は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 不正防止計画推進室長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局次長
- (5) 大学管理運営機構事務室総務担当課長
- (6) 大学管理運営機構事務室財務担当課長
- (7) 研究推進機構事務室マネージャー
- (8) その他、室長が指名する者 若干名

2 学長が率先して不正防止計画推進に対応するため、推進室を学長の直属として設置する。

(推進室長の指名権限)

第3条 推進室に室長を置き、学長が指名する。

(業 務)

第4条 推進室は、次の各号に定める事項を扱う。

- (1) 不正発生要因の把握・検証
- (2) 不正発生要因に対する改善策の策定と実施
- (3) 適切なチェック体制の構築および機関内のルールの一統についての提言
- (4) 行動規範の作成
- (5) 行動規範の浸透を図るための方策の推進
- (6) 内部監査部門との連携と不正発生要因に応じた取り組みの実施

(事 務)

第5条 推進室の事務は、大学管理運営機構事務室総務担当が行なう。

(運営細則等)

第6条 この設置要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関する必要な事項は、推進室において定める。

(改 廃)

第7条 この設置要項の改廃は、不正防止計画推進室の議を経て、学長が行なう。

付 則

この設置要項は、2007年9月18日から施行する。

付 則

この設置要項は、2014 年 4 月 1 日に改正し、即日施行する。

付 則

この設置要項は、2014 年 10 月 21 日に改正し、即日施行する。（規程の名称、第 2 条（7）改正）